

学校法人清教学園

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は学校法人清教学園（以下「本学園」という。）における役員の報酬等について必要なことがらを定める。

(役員 の 定義)

第2条 この規程に定める役員とは、本学園の寄附行為第5条に定める理事、および監事をいう。但し、定年に達しない学校長、幼稚園長、および教職員で理事を兼ねる者はこの報酬規程を適用しない。

(常勤役員 の 定義)

第3条 常勤役員は、役員の中から理事長が指名し、理事会において選任された専務理事および常務理事をいう。

2 常勤役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員 の 報酬)

第4条 役員 の 報酬は次の通りとする。なお、本条第1項(5)に関わる規定については、特段の別途規定がないかぎり、評議員にも準用される。

(1) 理事長 年額 11,000,000 円を上限とする

(2) 副理事長・専務理事 年額 10,000,000 円を上限とする

(3) 常務理事 年額 9,500,000 円を上限とする

(4) 2号理事(河内長野教会牧師) 別途定める

(5) 上記以外の理事・監事 理事会等 への出席1回につき10,000円+源泉所得税相当額

2 前項の規定に関わらず、理事長は、必要と認める場合には、理事会の承認を経て別に報酬の額を定めることができる。

3 手当については、専任教職員に適用される規定に準じて通勤手当をのみ支給する。ただし、同手当の支給対象者は、本条第1項における(1)、(2)、および(3)とする。また(5)の該当者については、関西圏外に在住の場合のみ、会議等への出席1回ごとに、交通費実費から3,000円を控除した額を交通費補助として支給する。なお、交通費補助の支出にあたっては、実際の来校経路に関する証明書類等の提出が付帯していなければならない。

(日割計算)

第5条 新たに常勤役員となったものには、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 本条第1項及び第2項の規定により報酬を支給する場合の日割計算の方法は、月額報酬を30で割った金額を1日当たりの金額として求めるものとする。この計算により1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(嘱託職員との兼任)

第6条 常勤役員のうち、本学園の中学校、高等学校、幼稚園の嘱託職員を兼ねる者の報酬については、嘱託職員の給与に関する規定に拘わらず、この規程を準用することがある。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事長が決裁し、直近の理事会において承認を得るものとする。

附 則

この規程は2003(平成15)年4月1日より施行する。

この規程は2007(平成19)年4月1日付けで改定、施行する。

この規程は2013(平成25)年4月1日付けで改定、施行する。

この規程は2019(令和元)年5月25日付けで改定し、即日施行する。

この規程は2020(令和2)年3月28日付けで改定し、2020(令和2)年4月1日より施行する。